

平成28年3月
平成28年第1回栃木市議会定例会
追加議案書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 4号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第 5号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	5
議案第59号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	9
議案第60号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	12

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年3月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

栃木市長 鈴木俊美

平成27年10月21日、栃木市小平町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市小平町地内居住者

2 損害賠償の額

54,000円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

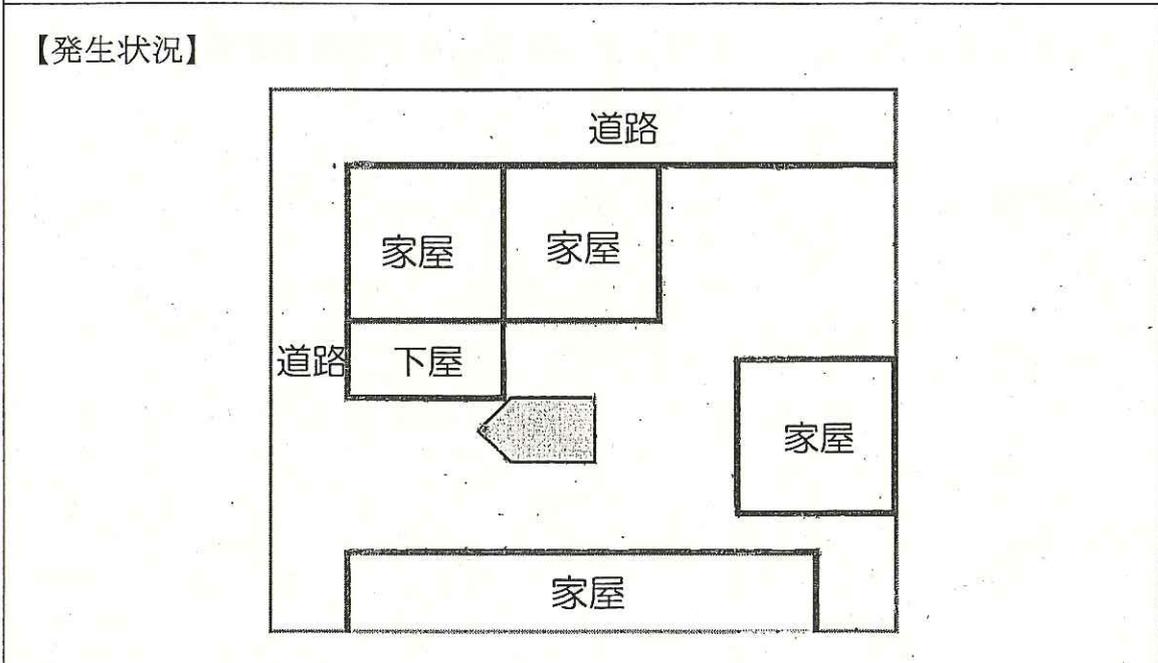
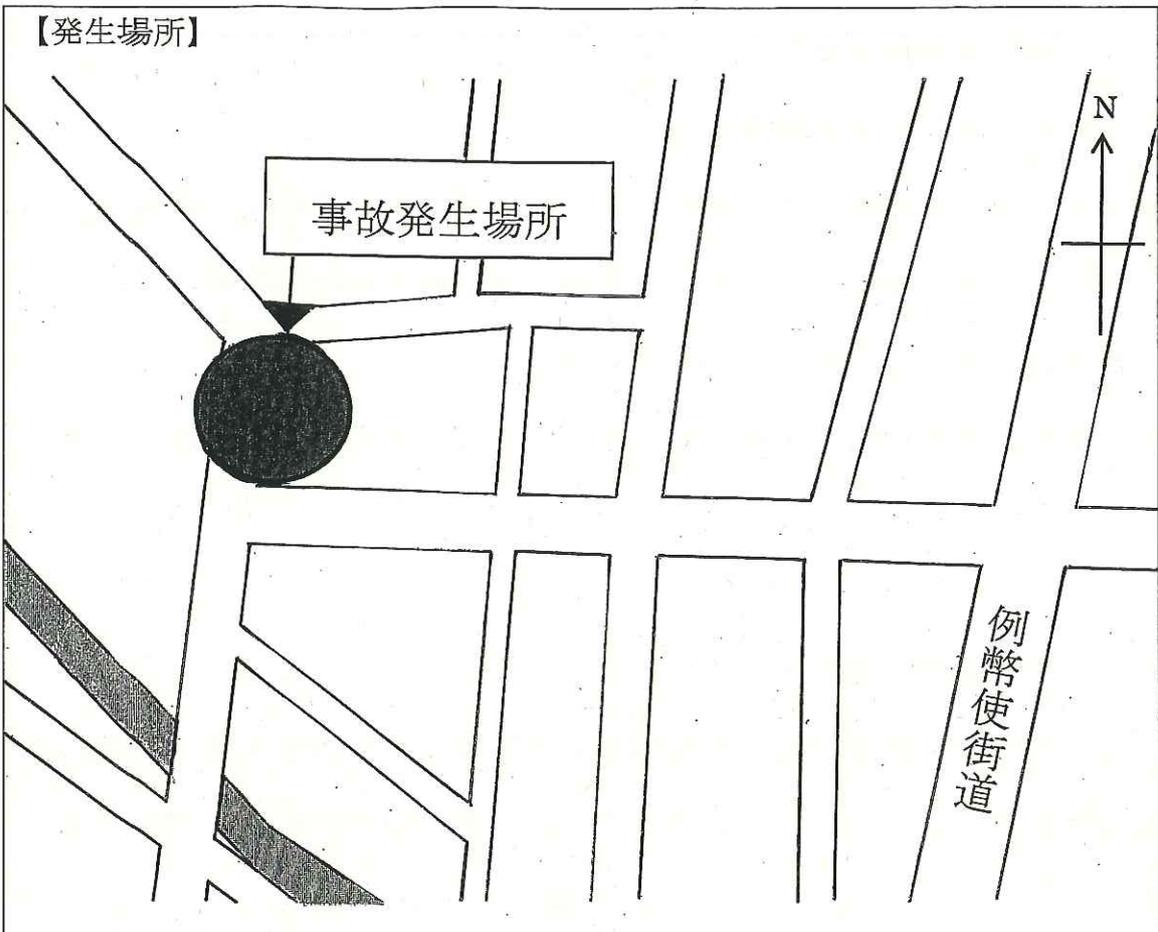
2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

- 1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 以下略



関東・東北豪雨による災害ごみを搬出中、荷台に積んだ災害ごみが住宅の下屋に接触し、破損させた。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年3月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成27年12月28日

栃木市長 鈴木俊美

平成27年10月22日、栃木市野中町地内において発生した公用車による車両事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

下都賀郡野木町丸林地内居住者

2 損害賠償の額

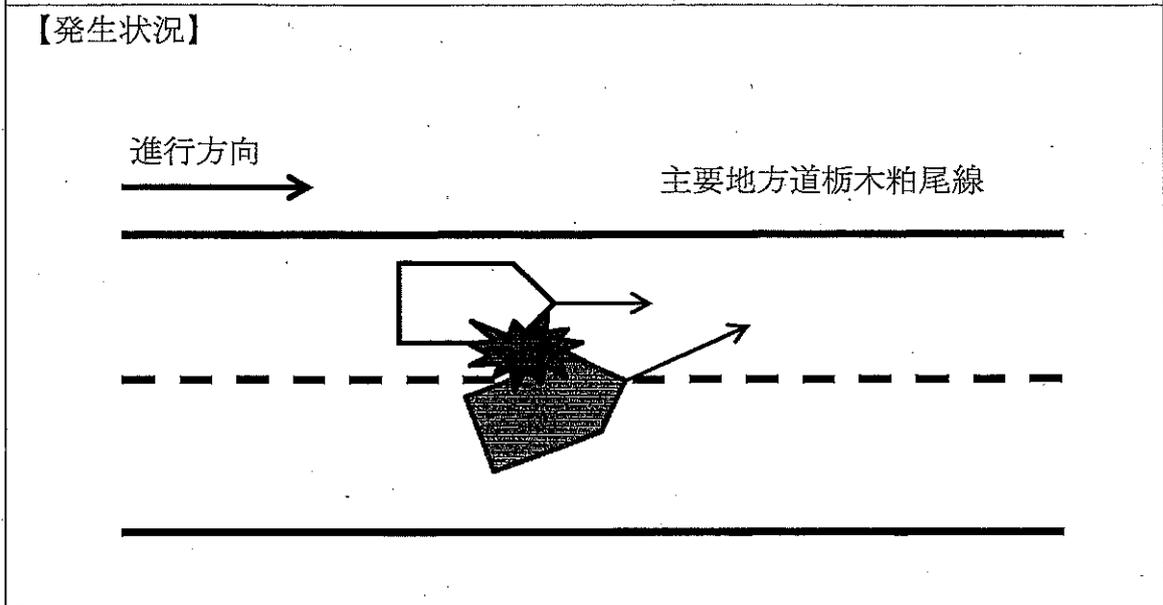
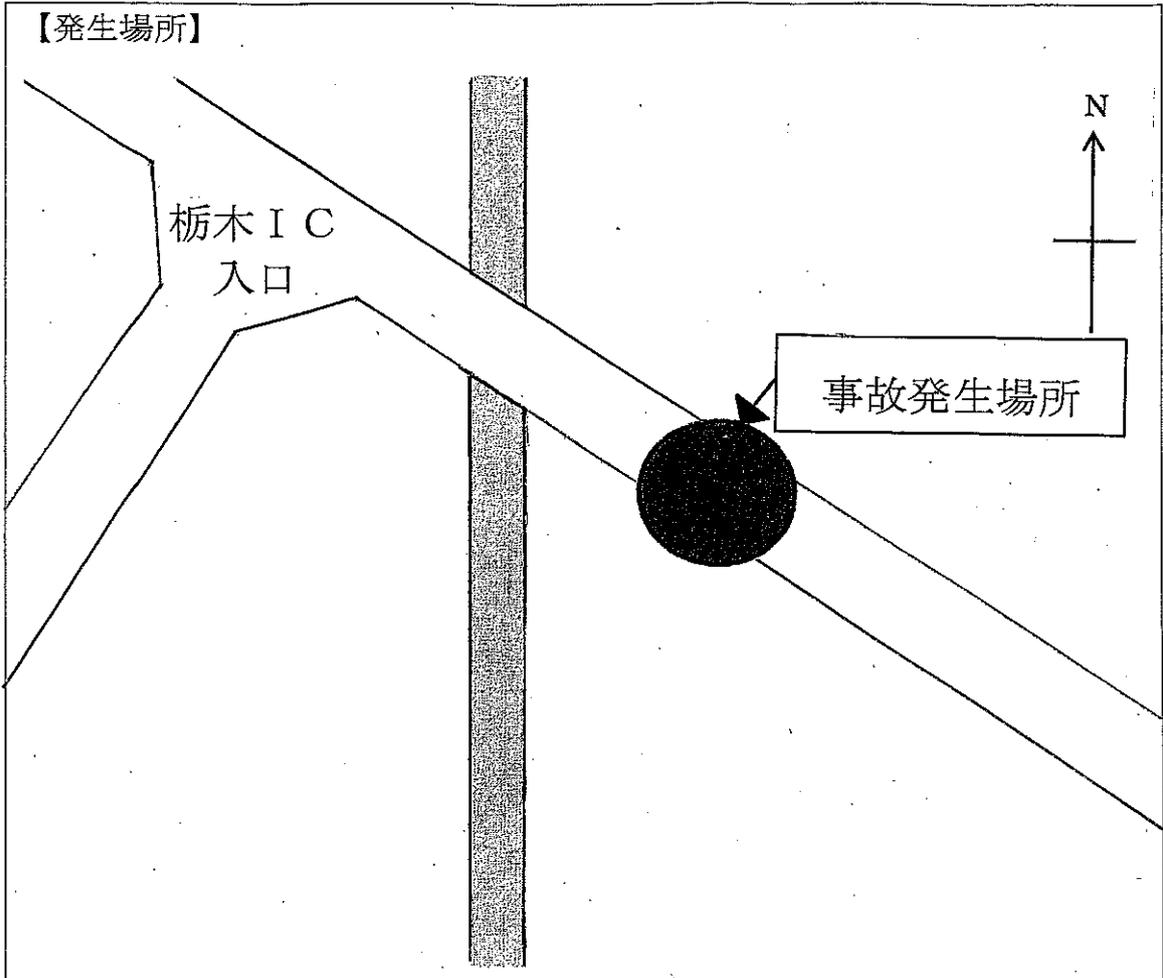
571,826円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

報告第4号と同じ。



関東・東北豪雨による災害ごみをとちぎクリーンプラザに搬送中、右車線から左車線に車線変更した際に左後方を走行中の車両と接触した。

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 3 第24条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、第24条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 4 第24条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第24条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 6 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登

録を受けた者をいい、附則第2項、第4項又は前項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第24条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年3月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年栃木市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業の職員に関する特例）

第6条 第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が
1となるときは、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定す
る保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育
士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及
び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定に
ついては、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通
免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規
定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育
所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」
という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小
規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければなら
ない保育士の数を超えるときは、当分の間、第29条第2項又は第44条
第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び
経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の

総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

